

起因物、事故の型：その他の動力運搬機 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	13~14	商品回収中、商品をパッカー車に投入している際、左手を挟まれて、指を骨折した。	32	80109	10~29
1	17~18	パーツセンターE部品庫にてリーチリフトでバック走行、部品保管棚とリーチリフトとの間に、右臀部を挟まれ被災した。	40	50101	300~499
2	9~10	ストリング棟中2階資材庫でパレットに積載した段ボール資材を電動ハンドリーチで所定の場所に運搬作業中、段ボールパレットを運搬するために後方に進みながら電動ハンドリーチを方向転換しようとしたところ、蓋供給装置本体下部側面とハンドリーチ本体後部側面の間に左足首を挟まれた。	39	10101	100~299
2	21~22	ケース一貫ラインで吸着パットの位置ズレを処置しようと、入ってはいけない材料台車投入口の隙間から設備内に侵入した。自動運転状態のまま処置をしたが、材料運搬装置が30秒後に動き出し、材料運搬装置とレールの間で右足を挟まれた。	34	11409	500~999
2	6~7	押出機オペレーター及び付帯業務に従事していた。粉上の製品（袋になっており、パレットに積み上げてある）を運搬する為に電動のハンドリフターを操作しパレットにツメを挿入したところ、斜めに入ってしまった。直そうとハンドリフターを引いた際に、他の製品のパレットとハンドリフターの間で右脚を挟み受傷した。	36	170101	100~299
2	1~2	鋳造工程のうち、造形作業（砂で鋳型を製作）をしていたところ、型となる砂を詰めるための鋳込み型（重量200~300kg）の位置がずれたため装置横より足をかけて押し戻そうとしたところ右手をかけていたレー	20	11002	100~299

		ル部分に移動装置（金枠を重ねるための装置）が移動してきて、ローラ部分に小指・中指が挟まれた。			
2	15~16	包装室で生産時、原料排出の際、原料袋搬送用チェーンとスプロケットの間に右手親指の先を挟む事故が発生した。	24	10104	30~ 49
3	16~17	収穫作業中、作業台の進行スピードが速かったため速度設定を切り替えようとしたところ、台車が止まらず通路まで出てしまい、台車から飛び降り台車を止めようとしたところ、右足を台車にひかれた。	56	60101	10~ 29
3	9~10	ごみ集積所で普段は2名で積み込みをするが、積み荷がいっぱいになってきたので、この集積所の物を積んで荷卸しに行く予定であり、運転手も積み込みを手伝っていた。袋を塵芥車へ押し込んでいた際、手伝っていた運転手が死角となり、気づかずに加害者が操作ボタンを押したため、指を巻き込まれた。	67	150102	1~9
3	9~10	No.14~15のカート道路でトイレに行きたくなり、お客様にカート操作をお願いして先に売店に向かってカート道路上を歩いていたところ、後ろからきたカートに気づかずにカートとぶつかった。	63	140301	100~ 299
3	8~9	自社の農機具置場で、トラクターのエンジンのかけ方を教えていた。そこで本人が見ていたが、アクセルを上げていなかったため、本人がアクセルを急に上げたところ、エンジンがかかり、トラクターが前進し、右足をふんでしまった。クラッチをニュートラルにしていなかった事、クラッチを切っていなかった事、急にアクセルを上げた事が原因である。	32	60101	1~9
3	11~12	介護老人施設の入所Aステーション横の廊下にて、昼食用の食事の入った配線車を厨房からユニットへ引っ張りながら運んでいた。その際、配膳車が思ったよりも前にきてしまい、左足が配膳車と床の間隙間（約20cm）に入り左足首を痛めた。	44	130201	50~ 99
4	16~ 17	ホタテ養殖漁業に出漁し、ホタテのケダを船のローラーに乗せる作業中、誤ってローラーとケダの間に指を挟んだ。	57	70209	1~9

4	5～6	殺菌釜でB2号釜の水銀温度計を確認後温度記録を記入しようと操作盤へ戻ろうとしたときに、トラバーサーが動き出したのに気付かず、右足先にトラバーサーの輪が乗り上げて裂傷した。	53	10109	100～ 299
4	8～9	廃棄物収集業務中に段ボールを収集車に押し込んだ際、誤って奥に手を入れすぎてしまい、右手が巻き込まれた。	56	150109	30～ 49
4	12～ 13	当該事業所において、配膳終了後に配膳車（電動式）を定位置に戻そうと厨房内を移動していた際、レバーを引きながら曲がり角を曲がろうとしたところ、曲がりきれず身体が壁に当たり、咄嗟に配膳車を放した。すぐに配膳車が止まらずに動いてしまい、壁と配膳車との間に右手首を挟んだ。	66	140209	10～ 29
4	16～ 17	ジェットミル粉碎室から製品をエレトラックに積んで運搬していた途中で、工務課のエレトラックが停車していた。通れないと判断し別の通路を通ろうと後進した際に右側の後輪が溝にはまり、その反動でエレトラックの向きが変わって配管に接触した。慌てて前進をした時にアクセルリングを強く握ったため勢いよく前進し、溝蓋の段差でバランスを崩した時に足が滑り、右足が車外へ出て支柱とエレトラックの間に足が挟まれた。	36	10801	100～ 299
4	16～ 17	ジェットミル粉碎室から製品をエレトラックに積んで運搬していた途中で、工務課のエレトラックが停車していた。通れないと判断し別の通路を通ろうと後進した際に右側の後輪が溝にはまり、その反動でエレトラックの向きが変わって配管に接触した。慌てて前進をした時にアクセルリングを強く握ったため勢いよく前進し、溝蓋の段差でバランスを崩した時に足が滑り、右足が車外へ出て支柱とエレトラックの間に足が挟まれた。	36	170101	50～ 99
5	9～ 10	工場内にて製材作業中、挽き終わった製品を送材車に載せる時に誤って送材車のテーブルの角と製品の間指が挟まった。	27	10401	1～9
		展示館を利用者と見学後に、玄関前駐車スペースで車椅子利用者を福祉車両に乗せるため車椅子リフトを昇降操作中に、車椅子リフトのアーム			

5	14～ 15	部分から腕を入れ、掛け忘れていたブレーキ（ワイヤーロック）を掛けようとした。リフト操作を車内から別介護者が行ってしまったため、本人が腕を入れてしまっていることに気付かずアーム部分に腕を挟まれた。	55	130201	10～ 29
5	13～ 14	墓所参道にて石材を運搬作業中、前方確認作業（業務）の為、運搬機の前方を歩行中に積荷が気になり運搬機に近付き過ぎて、運搬機が左足の甲に乗り上げてしまい、被災者が後方に転倒し、運搬機は脛まで走行して停車した。	48	10909	1～9
5	20～ 21	ポリエチレンチューブを製造時、巻き取った原反を巻取機から外すため、ハンドリフトの昇降レバーを操作した際に、リフトの後ろにあった塩ビ管とレバーの間に指を挟み、左手中指を負傷した。通常ハンドリフトのレバーは、リフト正面で操作しているが、事故の際は塩ビ管が多数あり正面で操作出来ず、塩ビ管を動かさず、斜め右方向より左手だけで操作したために事故が起きた。	40	10805	10～ 29
6	9～ 10	貼合機で出来た材料（シート平板）を各印刷機に振り分け作業をする「自動搬送装置」の所で発生した。材料を待機させるために、手動による搬送装置で仮置き場に移動させる作業をしていた。材料が小ロットの為、ベルトコンベアの上に溢れてしまい、自動で各印刷機に振り分けている時間がない為、手動で材料を仮置き場に、一時待機とさせた。ベルトコンベアで足が滑り、隙間につま先を引っ掛け、体勢を立て直そうとしている内に仮置き場のレールと搬送装置との隙間に左足首を挟まれた。	21	10602	100～ 299
6	7～8	可燃ごみ収集運搬作業中、右大腿部を巻き込み板に、右上腕部を押込板にそれぞれ挟まれた。車輛は、2tの塵芥車（回転式）であった。	47	150103	10～ 29
6	15～ 16	被災者は、倉庫にて、新しいカートをドライの棚と高額商品の棚の間で運転していた。この通路は非常に狭く、その幅は丁度カート1台分位であった。被災者は、両手をカートの外側にそれぞれ置き、後ろ向きで引いて運転していた。被災者は、自分の右後ろに柱があることに気づ	40	170209	100～ 299

		かず、右手をカートと柱に挟んで怪我をした。			
6	8~9	本社工場、プレス場隣接の通路で電動台車を後ろ向きで搬送中、減速させたつもりが減速せず、勢い余ってタイヤに左足を轢かれ負傷した。	39	11502	50~ 99
6	16~ 17	収納する材料（アルミ板厚さ約1.5mm×長さ約8m）をパレットに積み込み、リフター（幅約3.41m、高さ約44cm）を作動させたところ、積み込み場所の材料がパレットよりはみ出している様に見えた。材料の積み込みを直そうと慌てていたため誤って、動作しないリフターの停止ボタンを押し、積み込み場所へ移動した。既に安全柵内にパレットが移動していたため、安全柵の低い所（開口部分高さ約55cm）から立入禁止の柵を越えて入ったところ、一旦停止していたリフターが（上下左右に動く前に一旦停止する）動き出し、柵とリフターの側面に足が挟まり、少し体が持ち上げられる形で、柵の角で右足大腿部を切り、両膝を挫創し救急車で病院へ搬送された。	52	11209	30~ 49
6	12~ 13	当社中間処分場にて、バックフォークのZフォークを取り換え作業中、取り外したZフォークに手を当て立ち上がろうとした時、Zフォークが全開していなかったため、被災者の体重が掛かってZフォークが開き、右手示指・中指・薬指の第一関節先端部が挟まれ被災した。	80	30201	30~ 49
7	10~11	豚舎で豚ふんを運搬車で運ぶ作業中、運搬車の操作を誤り豚舎ブロック壁と運搬車に体を挟まれ骨折。	53	70101	1~9
7	15~ 16	冷蔵工場1階F級冷凍庫内で、残った原料を秤付きパレットに乗せて（144kg）ラックの2段目に戻そうとして、ウォーカー（電動ハンドリフト：許容荷重950kg）を前進させた際、秤付きパレットの上部がラックに接触した為、バックさせた所後部のラックに置いてあった原材料のダンボールに臀部が当たったので慌ててしまい、操作を間違えて、ウォーカー後部の下部巻き込み防止カバー（硬質ゴム製）が左足に接触し、カバーが装着していたレガースを圧迫して被災したものと推察される。保護具は正しく着用していた。（安全長靴レガース、ヘルメット）ラックとラックの間隔⇒3.5m、パレットに差し込んでいる状態の	35	10102	500~ 999

		ウォーカーの長さ⇒2.5m、ウォーカー前後移動範囲⇒1m（レバー操作時は0.4mしかない）、被災者はフォークリフト免許所持者。			
7	15～ 16	工場1階下級冷凍庫内で残った原料を枠付きパレットに乗せて（144kg）ラックの2段目に戻そうとしてウォーカー（電動ハンドリフト許容荷重950kg）を前進させた際、枠付きパレットの上部がラックに接触した為バックさせた所、後部のラックに置いてあった原材料のダンボールに臀部が当たったので慌ててしまい操作を間違えてウォーカー後部の下部巻き込み防止カバー（硬質ゴム製）が左足に接触し、カバーが装着していたレガースを圧迫して被災したものと推察される。保護具は正しく着用していた。（安全長靴レガース、ヘルメット）ラックとラックの間隔3.5m、パレットに差し込んでいる状態のウォーカーの長さ2.5m、ウォーカー前後移動範囲1m（レバー操作時は0.4mしかない）、被災者はフォークリフト免許所持者。	35	170101	50～ 99
9	8～9	ブロッコリーの収集作業をしていた際、ブロッコリー運搬車の前方にて作業中に右足を踏まれ転倒したものの。	68	60101	1～9
9	11～ 12	集積車の排出板に付着したゴミを竹ぼうきで清掃していたところ、集積車の運転手はその作業に気づかずにゲートを下す操作をしてしまい、右腕が挟まってしまい負傷した。	54	150102	100～ 299
9	7～8	工場2階において、3号機の製本前の準備中、自動結束機に当て板をセットする際（高さ約40cm）、真後ろの通路を背にしゃがんで正座する形で右足首を45度後方にある鉄柱の外側（通路側）に出して作業をしていたところ、印刷物を積んだ電動ハンドリングがバックで通りかかり、右足首を鉄柱と積荷にはさまれ骨折した。	24	10702	—
9	6～7	メッキ加工の工場内でメッキ作業中に落下した品を探しているところ、全自動制止ラインと呼ばれる自動メッキ加工装置の上下に可動する前処理昇降キャリアに胸部を挟まれる。	75	11204	30～ 49
9	13～	当クラブ中コース9番ホールに於いて、ティーグラウンド横でカートを止め、その後カートを移動させた際、カートとカート道に足が挟まれ、左	64	140301	50～

	14	足甲を受傷した。			99
9	14~ 15	倉庫内（ピッキング場）で電動パレットジャッキにて後退・旋回した際に、配置されている他の製品（パレット）と電動パレットジャッキのステップ部分に右足を挟み負傷した。	20	80109	100~ 299
10	9~ 10	店荷受ピットにて、バッカー車でダンボールの回収作業を同僚と2名でしていた。ホッパーから積み込んだダンボールが排出された為、ホッパー内にダンボールを足で押し返したところ、床に落ちていたダンボールで足を滑らせ転倒し右足がホッパー内に入った。回転板に足首が挟まれた。すぐに同僚が緊急停止ボタンを押したが骨折した。	59	150109	10~ 29
10	7~8	当社派遣先において、製品の出荷作業中、ローリフトを操作し製品を出荷場所に移動する際、カーブを曲がろうとしたが曲がり切れず、一旦バックして切り返そうとしたところ、低速でバックをしようとしたつもりが誤って高速にギヤを入れ間違えてしまい、ローリフトに勢いがつきローリフトと製品を置いておくコロコーンとの間に右足を挟み受傷した。	42	170101	300~ 499
10	14~ 15	当社ゴルフ場、コース14番フェアウェイ付近の右側カート路側U字溝の清掃およびエッチ切を行っていたところ、電磁自動誘導カートが接近していることに気が付かず、左足の甲をカート右タイヤに踏まれてしまい、負傷した。	66	140301	50~ 99
10	15~ 16	段ボール回収作業中、強い風に飛ばされそうになった段ボールを手で押さえた際、プレスプレートと車体に右手甲が挟まれ負傷した。	41	150103	10~ 29
10	13~ 14	バッカー車で不燃ゴミの収集作業中、バッカー車の後ろの操作ボタンを左手で操作し、右手でゴミを積み込む際、誤って回転板に右手を挟み負傷した。	38	40301	100~ 299
		製作所組立二課の組立工場（I工場）にある荷物用のエレベーター内（2F）において、初めて使用する電動台車の操作を社員の指導を受けながら実際に操作していた。2Fエレベーター内から電動台車を出す際、			

10	16～ 17	電動台車操作盤にある前進・後退のトグルスイッチのレバーを後退に切り替えて後退させたが、電動台車の前方がエレベーター内の壁に干渉しそうになり、一旦前進させて干渉を回避させようとした。しかし、この時、実際には前進にスイッチが切り替わっておらず、またスイッチの状態確認も怠っていたため、スイッチが後退のままの状態でも電動台車のハンドルを持ちスロットルレバーを握ったところ、前進せず更に後退し、電動台車のステップとエレベーターの壁に左足首を挟まれた。	45	11301	1000 ～ 9999
10	17～ 18	自社内の倉庫にある鉄板（1,500×3,000・1枚当たり約880kg）の保管場所を変更するため、4tユニック車で鉄板を吊り上げ、移動させる作業を行っていた。その荷降ろし場所で、鉄板位置の微調整を行うために、鉄板と地面の間に手をかけたところ、突然鉄板が傾き、指を挟まれ被災した。	38	30301	10～ 29
10	19～ 20	構内駐車場で乗船ヘッドレスを発進させ通路を左折している際、歩廊橋の柱とヘッドレスの後方右側のヒンジ部分が接触を起こしそうと誘導員が判断しヘッドレス後方から笛を吹き停止の合図を行った。しかし、停止しなかったため、咄嗟に誘導員が歩廊橋柱とヘッドレスの間に右手を入れヘッドレスを叩いて停止させようとした。このとき、危険と感じたので右手を引いたが小指だけ残り、柱とヘッドレスのヒンジ部分に挟まれ負傷した。	71	170209	30～ 49
10	9～ 10	可燃ごみの収集のためパッカー車の助手席に乗り、収集場所に到着してパッカー車が停止し、助手席からドアを開けて降りた瞬間に、運転していた職員が後方から来た車を避けるためにハンドルを左に切って発進させたため、右足が左前車輪に接触し負傷した。	55	150103	50～ 99
10	22～ 23	被災者は「防錆油が垂れているため部品が取り付けられない」という不具合を聞き、防錆油を拭き取るため、塗装一組立工程間にある車両ストレージラインへ進入した。被災者はボディ前面から近づき、不具合箇所の防錆油拭きとり作業をしていたところ、ボディが動き出したために車両搬送用ハンガーとグレーチングに足を挟まれ被災した。	53	11502	10000 ～

10	10～ 11	ミカン園地で収穫作業中にモノレールのストップレバーをレールの下で引いて服が巻き込まれ骨折した。	50	60101	1～9
11	8～9	自宅牛舎内で自走式給餌機で給餌中、給餌機の前輪右タイヤが、バンクリーナーの溝に脱輪したため、引き上げ中に給餌機が横転し、下敷きとなり、左足を負傷した。（後日、右足2ヶ所骨折も判明）	34	70101	1～9
11	10～ 11	製造課にて、ライン稼働を止め、側面カバー隙間より手を入れ清掃をしていた際に、同じラインのメンバーがぶつからないと思い、声掛けをせず昇降スイッチを押した。それを見た被災労働者は清掃を止め、手を引き抜こうとしたが間に合わず下降した昇降設備とフレームに手が挟まれ負傷した。	54	11409	100～ 299
11	12～ 13	工場内で太陽光パネル分離装置で分離したガラスが破損し、搬送ローラーにガラス破片が付着した為ガラス片を取り除こうと回転しているローラーを手袋を着用し清掃中に、ローラーに左手を巻き込まれ負傷した。	40	11209	10～ 29
11	20～ 21	流通管理センター自動倉庫の出荷場所で、商品の出荷作業を行っていた。自動倉庫内を自動で往来する高速仕分け台車（STV）で不具合が発生した為、社員が設備を停止せずに、自動倉庫内へ向かった。復旧作業中、別のSTVが迫っていることに気付かず衝突した。	40	80401	100～ 299
11	10～ 11	他の作業者が車両移動用の操作盤でトラバーサーの移動を行った。 （移動前に周囲の安全確認を行ったが、被災者は周囲にいなかった。） 被災者がトラバーサー移動操作を替わろうと移動中のトラバーサーに乗ろうとした。その際、被災者の右足がコンベアワイヤーセンサー横にあったため、接近してきたトラバーサー上のストッパーとの間で右足が挟まれた。	59	11502	1000 ～ 9999
11	16～ 17	肉の冷凍庫内で、肉を出荷の為に、電動パワーリフターをバック走行しながら、どの肉を取り出すか右方向を見ている時、後方にあった高さ20cmのプラスチックパレットと電動パワーリフターに左足首を挟まれ被災した。この日は痛くなく定時まで作業したが、翌朝足に違和感があ	67	170101	100～ 299

		り、病院に行くと左足首の上部が骨折していた。			
11	15~ 16	事業場内で、車を運ぶキャリアカーの点検のため、キャリアカーの1階部分に立っていた時、前部フロアの2階部分が上がり、そのフロアに持ち上げられ、上に上がっていた後部2階フロアとの間に挟まれ負傷した。	31	11701	30~ 49
11	9~ 10	ごみ収集車の洗車中、後部の排出板の隙間に挟まったビニール袋を取り除く際に左手でそのビニール袋を握り、助手に操作を依頼して排出板を前後させた。その時に左手が排出板に挟まってしまい、左手の甲を裂傷し、中指の第二関節を骨折した。	61	150109	10~ 29
12	5~6	被災者は、当社第二工場9号パンチャー機搬送ラインにて製品検査作業を行っていた。その際に、コンベアー駆動の軸とベルトが空回りをしている製品が搬送されなかったため、集積された製品を取り出そうとして左手を伸ばしたとき、裁断後の製品を集積している集積テーブルが下降し、集積テーブルとコンベアーの間に左手が挟まってしまい負傷した。	23	10805	100~ 299
12	23~24	ピット室で車をリフトアップしタイヤ脱着作業を行った。作業の工程でリフトのアームを使用して行う為、作業終了後、アームを格納するところでスライドさせてしまい、アームが下に落ちアームとリフトの間に指を挟んでしまった。	20	80204	10~ 29
12	13~14	会社敷地内にて、塵芥車の回転式投入口にゴミを入れようとして、誤って左腕を引き込まれ、左前腕骨を骨折した。	61	150109	10~ 29
12	10~11	ゴミ収集作業中、パッカー車後部のゴミ投入口のゴミが多く、ゴミが落下しそうだった。両手で押さえた際、もう1人の積込み作業員がゴミを押さえていることに気づかず、積み込みボタンを押したため、回転板が動き、右手が回転板に当たり負傷した。	20	150103	100~ 299
		構内の土場にて、品物を乗せる台車（トロッコ）を元の位置に戻そうとして、自動にて動かしていたところ、クレーンで別の品物を運んで来たので、本人の品物が邪魔になるので移動しようとしたところ、別の品物			

12	6~7	と本人の動かしていたトロッキに挟まれ転倒し、足を挟まれて負傷した。トロッキの通路に本人が入っていたために負傷したと考えられる（品物と品物の間に本人がいた）。	46	11209	1~9
----	-----	--	----	-------	-----

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html